



目次	ページ
規則	
高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の施行の日を定める規則	1
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則	1
附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県旅費支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	2
告示	
保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
建築基準法による道路の位置の指定 (2件) (建築指導課)	3
公告	
土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
市町村営土地改良事業の工事の完了 (")	3
建設業法に基づく処分 (建設管理課)	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
高知県公営企業局管理規程	
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	7
高知県議会訓令	
高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	7
高知県議会告示	
高知県政務調査費の交付に関する規程の一部改正	7
高知県議会図書室規程の一部改正	8
高知県公安委員会告示	
警備員等に係る検定合格者審査の実施	8
警備員等に係る検定の実施	8
正誤	
正誤(平20・1・11付け 告示ほか)	10

規 則	

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第73号

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第30号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成20年9月1日とする。



高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第74号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の施行の日を定める規則

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成20年9月1日とする。



高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

(趣旨)
第1条 この規則は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号。以下「条例」という。)第3条第3項及び第4条第2項の規定に基づき、高知県議会議員の費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。
(費用弁償の額等)

第2条 条例第3条第3項の規定に基づき、次項に規定する場合のほか、議会の議長、副議長若しくは議員が議会の招集に応じたとき若しくは常任委員会等に出席したとき又は議会の議長若しくは副議長が議会の閉会中に公務のために出務したときは、費用弁償をするものとする。

2 議会の休会期間においては、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(以下この項において「日曜日等」という。)を除いた日について、議会用務のため登庁した場合に費用弁償をするものとする。ただし、日曜日等において常任委員会等に出席した場合は、費用弁償をするものとする。

3 前2項の規定による費用弁償の額は、別表に掲げるとおりとする。
(期末手当に係る割合)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める割合は、100分の45とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。
(地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例施行規則の廃止)

2 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例施行規則(平成10年高知県規則第102号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

居住地から招集地までの往復の路程	1日当たりの額
居住地と招集地とが同一の市町村	5,000円
40キロメートル未満	7,000円
40キロメートル以上90キロメートル未満	9,000円
90キロメートル以上150キロメートル未満	11,000円
150キロメートル以上220キロメートル未満	14,000円
220キロメートル以上300キロメートル未満	17,000円
300キロメートル以上	18,000円

~~~~~  
 附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第76号  
 附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則  
 附属機関の委員等の報酬に関する規則(昭和43年高知県規則第8号)の一部を次のように改正する。  
 第1条中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例」を「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県旅費支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号
 高知県旅費支給事務集中処理規則の一部を改正する規則
 高知県旅費支給事務集中処理規則(平成18年高知県規則第71号)の一部を次のように改正する。
 第2条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例」を「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 (3) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)第1条に規定する者
 附 則
 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

 告 示

高知県告示第548号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐中半字芋畦591の3
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 高知県告示第549号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡津野町西ノ前
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡津野町芳生野字西ノ前	丙1103
2	〃 〃 〃 〃	丙3827
3	〃 〃 〃 〃	丙3824
4	〃 〃 〃 〃	丙1129
5	〃 〃 〃 〃	丙3821 - 1
6	〃 〃 〃 字黒岩	丙3842 - 3
7	〃 〃 〃 字中ダバ	丙1595
8	〃 〃 〃 字西ノ前	丙1162 - 1
9	〃 〃 〃 〃	丙1082 - 1

10	"	"	"	"	丙1102
----	---	---	---	---	-------

(2) 区域

標柱1から8までを順次に直線で結んだ線、標柱8と9を国道439号に沿って結んだ線、標柱9と10を直線で結んだ線及び標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第550号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
吾川郡いの町波川字タテ原二丁カケ	1739番11	4.82	26.10	

高知県告示第551号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町大谷字フルアン	470番1	4.86	26.60	
		4.82	8.35	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市鳴無土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		

理事 山崎 雄孝 須崎市浦ノ内東分 3059 - イ
 " 山崎 利光 " " " 3236
 " 山崎 長光 " " " 3195・3196
 " 山崎 幹夫 " " " 3394
 " 山崎 峯重 " " " 3204
 " 森田 勝男 " " 須ノ浦 25
 監事 山崎 昭治 " " 東分 3060
 " 山崎 藤子 " " " 3382

(就任)

理事 山崎 雄孝 須崎市浦ノ内東分 3059 - イ
 " 山崎 利光 " " " 3236
 " 山崎 長光 " " " 3195・3196
 " 山崎 幹夫 " " " 3394
 " 山崎 峯重 " " " 3204
 " 森田 勝男 " " 須ノ浦 25
 監事 山崎 昭治 " " 東分 3060
 " 山崎 藤子 " " " 3382

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、市町村営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 事業主体名
香南市
- (2) 事業名
香宗地区農村振興総合整備統合補助事業(農道)
- (3) 工事完了年月日
平成19年5月16日
- 2 (1) 事業主体名
香南市
- (2) 事業名
香宗地区農村振興総合整備統合補助事業(用排水路)
- (3) 工事完了年月日
平成19年5月22日
- 3 (1) 事業主体名
奈半利町
- (2) 事業名
芝崎地区基盤整備促進事業(区画整理)
- (3) 工事完了年月日
平成20年3月26日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の5第1項の規定に

より、次のとおり公告する。
平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出のあった年月日及び処分をした年月日、処分を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名及び許可番号並びに取り消した許可

届出のあった年月日及び処分をした年月日	処分を受けた者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	処分を受けた者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可
平成19年12月21日 平成20年1月8日	有限会社岡村組 土佐郡大川村小松42-1	代表取締役 岡村 直統 高知県知事許可 (般-18) 第863号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可
平成20年1月4日 平成20年1月8日	株式会社トレッドウェイイング ストリーズジャパン	代表取締役 吉井 洋介 高知県知事許可 (般-19) 第7819号	建築工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可
平成20年1月9日 平成20年1月18日	南国建興株式会社 南国市十市3149	代表取締役 鍋島 英輔 高知県知事許可 (般・特-16) 第1698号	管工事業に関する一般建設業の許可
平成20年1月15日 平成20年1月18日	四国水道工業株式会社 高知市鴨部一丁目2-8	代表取締役 宮地 清 高知県知事許可 (般・特-18)	機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可

		第366号	設業の許可				んせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び消防施設工事業に関する一般及び特定建設業の許可	平成20年2月18日	土佐市高岡町甲1573	高知県知事許可(般-19)第2813号	る一般建設業の許可
平成20年1月17日 平成20年1月24日	有限会社大雄建設 高岡郡佐川町甲1789	代表取締役 野村 睦雄 高知県知事許可(般-18)第4632号	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可					平成20年2月14日 平成20年2月18日	山本建設工業株式会社 宿毛市片島13-53	代表取締役 山本 浩司 高知県知事許可(特-16)第3043号	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可
平成20年1月17日 平成20年1月24日	有限会社川上建設 高岡郡構原町坪野田161	代表取締役 川上 豊昭 高知県知事許可(般-18)第3350号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年1月25日 平成20年1月31日	有限会社室戸建設 室戸市浮津246-6	代表取締役 丸本 秋雄 高知県知事許可(般-18)第873号	管工事業に関する一般建設業の許可				
平成20年1月18日 平成20年1月24日	株式会社ティーム建設 高知市朝倉己805-36	代表取締役 田村 正和 高知県知事許可(般-17)第6919号	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成20年1月10日 平成20年2月5日	株式会社晃和 南国市岡豊町常通寺島438-1	代表取締役 高橋 正憲 高知県知事許可(特-15)第7197号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成20年2月7日 平成20年2月20日	畠山建設株式会社 宿毛市小筑紫町田ノ浦930-4	代表取締役 畠山 幸夫 高知県知事許可(般・特-19)第689号	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成20年1月22日 平成20年1月31日	東邦工業株式会社 高知市鴨部三丁目28-15	代表取締役 森澤 慶一 高知県知事許可(般・特-16)第4060号	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅ	平成20年1月30日 平成20年2月5日	株式会社香美水道組合 香南市野市町西野653-8	代表取締役 中沢 仁 高知県知事許可(般-17)第2075号	電気工事業に関する一般建設業の許可	平成20年2月13日 平成20年2月22日	山口建築 吾川郡仁淀川町大板441	代表者 山口 孝好 高知県知事許可(般-18)第3376号	建築工事業に関する一般建設業の許可
				平成20年2月12日	有限会社高洋建設	代表取締役 高橋 洋	造園工事業に関する	平成20年2月	有限会社大石電	清算人	電気通信

月14日 平成20年2月22日	設 高知市久礼野 232 - 29	大石 進一 高知県知事許可 (般 - 18) 第4882号	工事業に 関する一 般建設業 の許可	月4日 平成20年3月10日	業 高知市横内313 - 1	大藤 里司 高知県知事許可 (般・特 - 14) 第6432号	業、とび ・土工工 事業及び ほ装工事 業に關す る特定建 設業の許 可			及び水道 施設工事 業に關す る一般建 設業の許 可	
平成20年2月14日 平成20年2月22日	有限会社大知建 設 高知市介良乙 3139	代表取締役 松岡 広一郎 高知県知事許可 (般 - 19) 第8552号	建築工事 業に關す る一般建 設業の許 可	平成20年2月29日 平成20年3月13日	高知市管工事設 備業協同組合 高知市六泉寺町 93 - 15	理事長 藤原 謙治 高知県知事許可 (般・特 - 18) 第6719号	管工事業 に關する 特定建設 業の許可	平成20年4月1日 平成20年4月15日	有限会社サワダ 建設 四万十市入田 2686 - 1	代表取締役 澤田 直行 高知県知事許可 (般 - 19) 第684号	造園工事 業に關す る一般建 設業の許 可
平成20年2月15日 平成20年2月22日	有限会社竹崎建 設 室戸市羽根町乙 1260 - 2	代表取締役 福吉 博幸 高知県知事許可 (般 - 18) 第861号	造園工事 業に關す る一般建 設業の許 可	平成20年3月10日 平成20年3月17日	有限会社秦山本 ネット 高知市加賀野井 一丁目6 - 7	取締役 山本 盛彦 高知県知事許可 (般 - 19) 第9085号	土木工事 業に關す る一般建 設業の許 可	平成20年4月4日 平成20年4月15日	株式会社香川建 設 長岡郡大豊町戸 手野1360	代表取締役 中谷 明 高知県知事許可 (特 - 18) 第2791号	造園工事 業に關す る特定建 設業の許 可
平成20年2月15日 平成20年2月22日	足摺建設有限会 社 土佐清水市足摺 岬569 - 1	代表取締役 畦地 賢作 高知県知事許可 (般 - 17) 第1654号	建築工事 業に關す る一般建 設業の許 可	平成20年3月21日 平成20年3月31日	川村興業 高知市一宮徳谷 1 - 11 いづみ ハイツ2F3号	代表者 川村 大 高知県知事許可 (般 - 17) 第5327号	とび・土 工工事業 に關する 一般建設 業の許可	平成20年4月9日 平成20年4月15日	塩田板金工業所 高知市升形2 - 10	代表取締役 塩田 昭夫 高知県知事許可 (般 - 17) 第3008号	屋根工事 業及び板 金工事業 に關する 一般建設 業の許可
平成20年2月15日 平成20年3月4日	有限会社リード ハウスシステム ズ 高知市大津乙 193 - 1	取締役 石川 邦治 高知県知事許可 (般 - 14) 第8608号	管工事業 に關する 一般建設 業の許可	平成20年3月26日 平成20年3月31日	山崎工業有限会 社 四万十市大用 372 - 2	代表取締役 山崎 千鶴 高知県知事許可 (般・特 - 18) 第4748号	造園工事 業に關す る一般建 設業の許 可	平成20年4月10日 平成20年4月15日	株式会社西村組 須崎市新町一丁 目3 - 11	代表取締役 西内 護 高知県知事許可 (般・特 - 19) 第854号	造園工事 業に關す る特定建 設業の許 可
平成20年2月26日 平成20年3月4日	有限会社安田興 設 高岡郡佐川町丙 141 - 1	代表取締役 安田 幸一郎 高知県知事許可 (般 - 18) 第5528号	土木工事 業、とび ・土工工 事業、石 工事業、 ほ装工事 業、しゅ んせつ工 事業及び 水道施設 工事業に 關する一 般建設業 の許可	平成20年3月31日 平成20年4月15日	有限会社宮島設 備工業 高知市朝倉己 238 - 21	取締役 大谷 富美男 高知県知事許可 (般 - 16) 第8765号	土木工事 業、とび ・土工工 事業、石 工事業、 管工事業、 鋼構造物 工事業、 ほ装工事 業、しゅ んせつ工 事業	平成20年4月10日 平成20年4月15日	有限会社枝川開 発 吾川郡いの町枝 川96 - 1	取締役 野中 靖芳 高知県知事許可 (般 - 19) 第7328号	土木工事 業、とび ・土工工 事業、鋼 構造物工 事業、ほ 装工事 業、しゅ んせつ工 事業及び 水道施設 工事業に 關する一
平成20年3月	有限会社大藤工	代表取締役	土木工事								

			般建設業の許可	平成20年4月28日	高知市比島町四丁目6-13	高知県知事許可(般-19)第8605号	る一般建設業の許可			第2900号	一般建設業の許可
平成20年4月11日 平成20年4月15日	片田丸吉建設工業株式会社 高知市福井東町35-3	代表取締役 島崎 美佐子 高知県知事許可(般・特-17)第283号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月22日 平成20年4月28日	沖野建設株式会社 高知市仁井田1862	代表取締役 沖野 雅夫 高知県知事許可(般-16)第2906号	土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月20日 平成20年5月22日	山口建設 吾川郡仁淀川町森2629-1	代表者 山口 匡 高知県知事許可(般-17)第2131号	土木工事業、とび・土工工事業及びさく井工事業に関する一般建設業の許可
平成20年4月16日 平成20年4月21日	浜崎建設 高岡郡四万十町興津1602	代表者 浜崎 良徳 高知県知事許可(般-19)第1035号	土木工事業に関する一般建設業の許可	平成20年4月28日 平成20年4月30日	有限会社創和建設 高知市朝倉己507	取締役 宮崎 一人 高知県知事許可(般-18)第8393号	土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月23日 平成20年5月30日	株式会社ときわ建工 高知市長浜5033-21	代表取締役 柿内 正隆 高知県知事許可(般-16)第8166号	建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可
平成20年4月14日 平成20年4月23日	有限会社キンキ工業 高知市大津乙1170-9	代表取締役 藤澤 美穂 高知県知事許可(般-17)第5289号	とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月1日 平成20年5月12日	有限会社森岡産業 幡多郡黒潮町下田の口120-1	代表取締役 森岡 誠 高知県知事許可(般-19)第5100号	土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可	平成20年5月16日 平成20年6月6日	株式会社エコサービス高知 高知市棧橋通五丁目1-57	代表取締役 野中 仁志 高知県知事許可(般・特-16)第8047号	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般及び特定建設業の許可
平成20年3月25日 平成20年4月28日	サピオ株式会社 高知市杉井流9-11	代表取締役 田村 顕雄 高知県知事許可(特-18)第6056号	電気工事業に関する特定建設業の許可	平成20年5月2日 平成20年5月12日	有限会社山本鉄建 南国市後免町四丁目5-3	清算人 山本 世津 高知県知事許可(般-19)第6773号	鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可				
平成20年4月14日	株式会社アイエフ	代表取締役 森光 一弥	土木工事業に関する	平成20年5月7日 平成20年5月12日	藤本建設株式会社 高知市稲荷町1210	代表取締役 松村 高明 高知県知事許可(特-19)第9070号	建築工事業に関する特定建設業の許可				
				平成20年5月15日 平成20年5月22日	有限会社西村建設 高知市中万々118-18	清算人 西村 多美子 高知県知事許可(般-16)	土木工事業及び建築工事業に関する	平成20年5月31日	戸田佐官業 高知市神田310	代表者 戸田 勝俊	左官工事業に関する

平成20年6月6日	- 12	高知県知事許可(般-15)第8690号	る一般建設業の許可
平成20年4月28日 平成20年6月10日	積和建設高知株式会社 高知市大津乙2127-4	代表取締役 野村 栄二 高知県知事許可(般-17)第5869号	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可
平成20年6月5日 平成20年6月17日	株式会社山本工業 香南市香我美町下分1444-1	代表取締役 森田 陽介 高知県知事許可(特-17)第4362号	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可
平成20年5月29日 平成20年6月18日	ワジキ産業株式会社 高知市神田2111	代表取締役 和喰 眞行 高知県知事許可(般-17)第8907号	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、

			ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可
平成20年6月12日 平成20年6月18日	有限会社平野水道 四万十市中村上小姓町18	代表取締役 平野 守人 高知県知事許可(般-18)第292号	消防施設工事業に関する一般建設業の許可
平成20年6月3日 平成20年6月26日	株式会社小島組 宿毛市山奈町山田722	代表取締役 小島 孝良 高知県知事許可(般・特-19)第3894号	管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可

- 2 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し
- 3 処分の原因となった事実
建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

~~~~~

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成20年8月29日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                          |
|-------------------------|------------------|-------------------------------------------|
| 平成20年7月8日<br>20高都計第211号 | 南国市十市字尾崎6025-6ほか | 高知市帯屋町一丁目10番18号<br>株式会社イチヤ<br>代表取締役 山本 真嗣 |

-----  
公営企業局管理規程  
-----

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年8月29日  
高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第11号  
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程  
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例」に改める。

附 則  
この規程は、平成20年9月1日から施行する。

-----  
議 会 訓 令  
-----

高知県議会訓令第2号  
議会議事務局  
高知県議会議事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成20年8月29日  
高知県議会議長 西森 潮三

高知県議会議事務局規程の一部を改正する訓令  
高知県議会議事務局規程(平成15年2月高知県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。  
第5条第1項第4号中「報酬、期末手当、費用弁償等」を「議員報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

附 則  
この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

-----  
議 会 告 示  
-----

高知県議会告示第4号  
高知県政務調査費の交付に関する規程(平成13年4月高知県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。  
平成20年8月29日  
高知県議会議長 西森 潮三

第6条第4項中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)」を「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に

関する条例(平成20年高知県条例第29号)」に改める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

高知県議会告示第5号

高知県議会図書室規程(平成18年7月高知県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成20年8月29日

高知県議会議長 西森 潮三

第1条中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

-----

公 安 委 員 会 告 示

-----

高知県公安委員会告示第17号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成20年8月29日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成20年10月30日(木)午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

2 審査の実施予定人員

50人

3 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成20年9月29日(月)から同年10月10日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027)又は県内の各警察署警備担当係

高知県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成20年8月29日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

雑踏警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成20年12月3日(水)午前10時30分

(2) 検定の実施場所

愛媛県松山市上野町甲650番地

えひめ青少年ふれあいセンター

電話番号089-963-3166

3 検定の実施予定人員

10人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行う

こと。

(1) 検定申請の受付期間

平成20年10月20日（月）から同年11月7日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽

エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備担当係

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付     | 公報番号 | 種類 | ページ | 欄<br>(行) | 正                    | 誤            |
|----------|------|----|-----|----------|----------------------|--------------|
| 平20・1・11 | 9010 | 告示 | 1   | 右<br>(5) | <u>52.82</u>         | 53.26        |
| 平20・3・21 | 9030 | 告示 | 15  | 中<br>(1) | <u>宿毛市山奈町山田字トイケ谷</u> | 宿毛市山奈町山田トイケ谷 |